

【令和8年熊本地震】 久留米市に避難された方への支援策一覧

令和8年8月12日 時点

区分	支援策	支援の内容	担当課	連絡先 【外線】
相談	大規模災害被災地救援本部事務局（相談窓口）の設置	避難者からの相談対応等を実施	総務部総務課（事務局）	0942-30-9052
	保健師による家庭訪問	被災者からの相談に対し、必要に応じて実施	健康福祉部保健所地域保健課	0942-30-9033
	からだの健康相談	避難者からの健康に関する相談対応を実施	健康福祉部保健所地域保健課	0942-30-9033
	心の健康相談	避難者からのこころの健康に関する相談対応を実施	健康福祉部保健所保健予防課	0942-30-9728
	困りごと相談	避難者からの生活の困りごと相談対応を実施	健康福祉部生活支援第2課	0942-30-9202
	母子保健	避難者からの相談対応等を実施	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9302
	子育て	避難者からの相談対応等を実施	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9302
子育て	被災児童生徒受入	住民票がなくても久留米市立学校に学齢期の子供を受け入れる。	教育部学校教育課	0942-30-9217
	就学援助	学用品費、給食費等の支給	教育部学校保健課	0942-30-9273
	学童保育所利用料の減免	被災児童の学童保育所（受入れ可能な施設）への受入れ及び被災者の利用料（おやつ代除く）を6ヵ月間免除	子ども未来部子ども政策課	0942-30-9227
	保育料の減免	被災児童の保育園入所及び保育料を6ヵ月間全額免除	子ども未来部子ども保育課	0942-30-9025
	一時預かり利用料の減免	被災地より避難してきた方が公立保育所で実施する一時預かりを利用する際に利用料を全額免除	子ども未来部子ども保育課	0942-30-9754
	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた方が、災害により償還を行うことが著しく困難になった場合に、1年以内の猶予期間を設けることができる。（その間は無利子）	子ども未来部家庭子ども相談課	0942-30-9063
	子育て交流プラザ一時預かり保育料及び保育室使用料の減免	被災に関連して子育て交流プラザの一時預かりを利用された場合、利用料を全額免除	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9302
	児童センター一時預かり保育使用料の減免	被災に関連して久留米市児童センターの一時預かりを利用された場合、利用料を全額免除	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9302
	乳幼児健康診査	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で乳幼児健康診査を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	1歳児歯科健康診査	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で1歳児歯科健康診査を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	妊婦健康診査	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で妊婦健康診査受診券の交付を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	母子健康手帳の交付	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で母子健康手帳の交付を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	産婦健康診査	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で産婦健康診査を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	産後ケア事業	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で産後ケア事業を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	産前・産後サポート事業	住民票の移動の有無にかかわらず避難先で産前・産後サポート事業を受けることが可能	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
すまい	市営住宅の一時提供	令和8年熊本地震で被災された方を対象に、一時入居として市営住宅を提供	都市建設部市営住宅課	0942-30-9086
	公営住宅等入居者の水道料金の減免	久留米市内の市営・県営住宅に被災された方が一時入居した場合に水道料金を減免する。	上下水道部営業管理課	0942-30-8545
	公営住宅等入居者の下水道使用料の減免	久留米市内の市営・県営住宅に被災された方が一時入居した場合に下水道料金を減免する。	上下水道部営業管理課	0942-30-8545

区分	支援策	支援の内容	担当課	連絡先 【外線】
医療	国民健康保険、後期高齢者医療の利用	資格確認書等を紛失または家庭に残したまま避難しているために医療機関等へ提示できない方への医療機関等の受診を支援	健康福祉部健康保険課	0942-30-9029
	子ども医療費支給制度利用	災害救助法の適用市町村に居住し、「全国避難者情報システム」に登録した避難者について、市の判断で、住民票の異動がなくても医療証を作成することができることとする。	健康福祉部医療・年金課	0942-30-9034
	重度障害者医療費支給制度利用	災害救助法の適用市町村に居住し、「全国避難者情報システム」に登録した避難者について、市の判断で、住民票の異動がなくても医療証を作成することができることとする。	健康福祉部医療・年金課	0942-30-9034
	ひとり親家庭等医療費支給制度利用	災害救助法の適用市町村に居住し、「全国避難者情報システム」に登録した避難者について、市の判断で、住民票の異動がなくても医療証を作成することができることとする。	健康福祉部医療・年金課	0942-30-9034
	国民健康保険一部負担金減免	国保加入者の方が医療機関で受診する際の一部負担金を減免	健康福祉部健康保険課	0942-30-9029
	後期高齢者医療一部負担金減免	後期高齢者医療加入者の方が医療機関で受診する際の一部負担金を減免	健康福祉部健康保険課	0942-30-9029
	国民健康保険料減免	国保加入者の方で被災により住宅が全壊、半壊の被害を受け保険料の納付が困難な世帯の保険料を減免	健康福祉部健康保険課	0942-30-9030
	後期高齢者医療保険料減免	後期高齢者医療加入者の方で被災により住宅が全壊、半壊の被害を受け保険料の納付が困難な世帯の保険料を減免	健康福祉部健康保険課	0942-30-9030
	結核公費負担医療費給付費	患者票の提出がなくても、結核指定医療機関にて、公費負担による受診ができる。	健康福祉部保健所保健予防課	0942-30-9730
	公費負担医療	各医療証（難病・小慢・肝炎・原爆）の持参がない場合でも、各医療機関において公費負担での受診ができるようにする。	健康福祉部保健所健康推進課	0942-30-9729
	養育医療	指定する公費負担医療に関する受給者証の提出が出来ない場合に、申し出により氏名・生年月日・住所を確認することで受診を可能とする	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
	自立支援医療（育成医療）	指定する公費負担医療に関する受給者証の提出が出来ない場合に、申し出により氏名・生年月日・住所を確認することで受診を可能とする	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
福祉	障害福祉サービス及び施設入所の利用	避難先の市町村による介護給付費等の支給決定	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
	障害福祉サービスの避難所等での利用	避難所等における居宅サービスの利用	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
	自立支援給付・障害児支援給付利用者負担額減免	介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費の利用者負担額の減免	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
	自立支援医療（精神通院医療・更生医療）の利用	避難先の県による精神通院の支給認定、避難先の市町村による更生医療の支給認定	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
	補装具、更生医療、療養介護の利用者負担金減免	補装具、更生医療、療養介護の利用者負担金減免	健康福祉部障害者福祉課	0942-30-9035
介護	介護保険料の減免	被害の程度により介護保険料を減免	健康福祉部介護保険課	0942-30-9240
	介護保険サービス自己負担額の減免	被害の程度により介護サービス利用料を減免	健康福祉部介護保険課	0942-30-9036
税等	納付の猶予	災害で被害を受けられた状況により、市税の納税の猶予	市民文化部税収納推進課	0942-30-9006
	税に関する各種証明書手数料の減免	証明書手数料の減免	市民文化部税収納推進課	0942-30-9005
	住民票等各種証明書手数料の減免	証明書手数料の減免	市民文化部市民課	0942-30-9747
その他	図書の貸出	利用カードを発行し、図書の貸出を行う	中央図書館	0942-38-7116